

“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業総括クリエイター委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業総括クリエイター委託業務

2 目的

クリエイター等の支援による農村ビジネス（※）の成功事例を創出するとともに、農村ビジネス全体のブランディングを行う。

（※農村ビジネスとは、農産物直売所、体験・観光農園、農家レストラン、農家民宿グリーン・ツーリズム、農産加工等の農村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組）

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

4 業務内容

（1）農村ビジネスの成功事例の創出に関すること

県内外に広く知られるような農産加工品や農家レストランなど農村ビジネスの成功事例（売り上げ1,000万円以上）を、令和8年度までに5件以上創出するための総合プロデュースを行う。業務を行う上で、以下①～⑤は必ず行うこと。

①重点対象者の選定

農村ビジネスの実践者等に面談等を実施し、経営状況を鑑みて5件程度選定

②専門クリエイターの選定

重点対象者の商品化、サービスの開発にふさわしい専門クリエイターを選定

③プランニング

県内外に広く知られるような商品またはサービスとなるための重点対象者の方向性の決定と成功事例に到達するまでの最大4年間のスケジュールを専門クリエイターとともに作成

④プランの実行

③で作成したスケジュールに沿ったプランの計画的な実施

- ・プランに沿った計画的な実施（広報戦略、PR、撮影）
- ・プランに沿った計画的な実施（WEBデザイン、SPツールデザイン）
- ・プランに沿った計画的な実施（商品開発、事業開発、リブランディング）
- ・専門クリエイターによる支援の進捗管理等

⑤「さがアグリヒーローズ」のホームページ、Facebook、Instagramによる情報発信及び管理運営

（2）農村ビジネス全体のブランディングに関すること

県内で稼げる農村ビジネス実践者を増やしていただくための下記の業務

- ①さが農村ビジネスサポートセンターが企画する研修会等へのアドバイス
- ②HP さが農村ひろば、フェイスブックさが農村など情報発信へのアドバイス
- ③さが農村ビジネスサポートセンターとの打合せ及び相談案件に対するアドバイス

5 企画提案の内容等

(1) 提出書類

ア 提案書（表紙：様式第6号）・・・正本1部、副本7文

イ 提案資料（任意様式）・・・8部

【企画提案の内容】

- ・実施方針（基本的な考え方）
- ・実施内容（業務の実施内容）
- ・実施体制（役割を明確にした体制図、総括クリエイター等の実績・プロフィール）
- ・実施スケジュール（進め方、作業工程等）
- ・業務実績（過去の業務実績等）

ウ 見積書（任意様式）・・・正本1部、副本7部

※各業務の見積額及びその明細

(2) 提出書類のサイズはA4縦長左綴じ（ホチキス止め）で作成すること。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持込又は郵送による。

(6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 業務実施上の留意点

(1) 本業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し行うものとする。

(2) 本業務において、第三者が所有する素材（映像、写真、イラスト等）を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。

(3) 受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。

(4) 本業務において制作する広報物のデザインについて、さがアグリヒーローズのロゴデザインを使用すること。

(5) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

(6) 感染症等の拡大防止の措置を取りながら業務を行い、非常時にも対応できる体制をとること。

7 その他

(1) 本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないよう徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。

(2) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議を行い、本仕様書等の関係書類を提出すること。